

子どもから高齢者まで、ライフステージに合わせた地域づくりに取り組んでいます

頼る人が
近くにいない
子育てが不安



子ども・子育てを応援！

ファミリー・サポート・センター

「子育てをお手伝いしてほしい人」と「子育てを応援したい人」が会員となって、地域の中で安心して子育てができるように支援する有償の制度です。

保育所・児童クラブ・習い事等の開始前後の預かりや送迎、リフレッシュ時の預かりなどを援助会員が行っています。

子どもの居場所支援

子ども食堂や無料学習支援等、地域で行われている子どもの居場所づくりを推進するため、情報提供、活動の周知、運営に関する相談、助成事業などを行っています。



市民福祉団体等への支援

生活困窮や、地域ごとに異なるさまざまな地域課題に取り組んでいる市民福祉団体等に対し、助成金や活動に関する相談支援を行っています。



学生のうちに、
ボランティアや福祉の
ことを勉強したい



自分の力を地域の力に！

福祉教育

おもに小・中学生等を対象に、福祉体験講座を実施しています。

障がいのある方・地域のボランティア活動者などが講師となり、自身の経験を伝える機会を設けたり、福祉施設等の職員が参加し、福祉人材の育成を図っています。



ボランティアセンター(いるかバンク)

ボランティアに関心のある個人や団体、企業等に対し、活動に関する情報発信を行うとともに、日常生活の中で困りごとを抱えている市民の相談に応じ、傾聴や外出付き添い等の支援を行うボランティアを紹介しています。

また、ボランティアの登録制度「いるかバンク」を運営し、福祉分野のボランティア活動を案内しています。イベントと一緒に盛り上げたり、みんなで支え合える地域の居場所をつくったり、ボランティアをとおしてどなたでも参加できる場づくりを行っています。



生活に困窮した方への支援

貸付事業

低所得者や高齢者、障がいのある方の生活の安定や、社会参加の促進を図るため、生活福祉資金貸付事業を神奈川県社会福祉協議会と連携し実施しています。



給付事業

離職、その他の事情により一時的に生活困窮に陥った世帯に対し、自立を支援するために、就職支度費等一時給付事業、食料品等緊急一時給付事業などを行っています。



自分の特技・
経験を社会に
役立てたい



体力作りもかねて、
近所でお手伝いが
したい

おたがいさまの支えあい

ふれあいサービス

高齢や障がい、産前産後、傷病、ひとり親世帯などを対象に、会員制による有償の家事援助サービスを行っています。



病気や障がいの影響で、
金銭管理や
手続きが苦手…



権利・財産を守る

権利擁護支援の中核機関

判断能力が不十分な方が、地域でその人らしい暮らしが送れるよう、成年後見制度利用促進等の権利擁護支援を行っています。

親族後見人や、成年後見制度に関わる方、制度利用を検討している方を対象に、専門職による無料相談(予約制)を実施しています。

- おもな役割
 - ・成年後見制度の利用促進、周知普及啓発
 - ・地域連携ネットワーク構築の推進
 - ・一次相談窓口の支援
 - ・成年後見人等の受任調整

市民後見人養成研修事業

市民後見人とは、弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等のことです。

市社協では、市民後見人の養成を行うとともに、市民後見人登録者へのフォローアップや受任後の支援を行っています。

日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な方を支援するために、福祉サービスの手続きや生活費の出し入れ、通帳や重要書類の預かりを行っています。

また、毎月1回弁護士による人権や財産に関する権利擁護相談も実施しています。

老後や終活に向けて
どうしたらいいのやら



高齢になっても安心して暮らす

みまもりエンディングサポート事業

あらかじめ預託金をお預かりし、契約者が入院や入所された際に支払いの代行や説明の立ち合い、お亡くなりになられた際の葬儀、納骨の手配、官公庁等への各種届(賃貸物件入居者については残置物の処分)等を行うものです。

また、同じような境遇にある高齢者同士が交流する「おひとりさま終活サロン」も開催しています。



いざというときに備えて

災害に備えた地域づくり

災害に備え、日常のつながりづくりの啓発もしています。市内で災害が発生した際、「災害ボランティアセンター」の運営を関係機関と連携し行います。



あなたの街の支えあい活動を応援しています

地区社会福祉協議会(地区社協)

地域の方々が「自分たちの地域は自分たちで良くしていこう」という気持ちで組織された任意の団体です。地域のさまざまな住民団体が構成メンバーとなり、**地域福祉活動のまとめ役**としての役割を担い、地区にある福祉課題の解決に取り組んでいます。

- 高齢者、障がい者、子育てサロンの推進
- ちょっとした困りごとを地域で解決するための仕組みづくり(ボランティアの育成・ボランティア団体立ち上げ支援)
- 地域課題解決に取り組む団体への助成
- 地域の福祉団体との交流、連携

市社協

地区社協の取り組みを支えるため、市社協では市内22地区の地区社協事務局に、地域福祉推進員や地域福祉支援員を配置し、住民の地域活動支援を行っています。また、各地区を担当する**コミュニティソーシャルワーカー**も、ともに地域づくりを進めています。



連携サポート

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)とは?

誰もが暮らしやすい地域を目指して、生活の中の不安なこと、地域の中で心配なことなどを、専門機関や民生委員・児童委員(※)、地域の方々と協力して解決に向けたお手伝いをします。市内22地区に1人ずつ市社協職員が配置されています。

《CSWの活動イメージ》

個別支援

将来の不安

ひきこもり

孤立・孤独

個別支援をとおして地域の福祉課題を見つけます



CSW

課題共有・仕組みづくり

地域支援

自治会

住民・関係機関とともに解決策をさがします

民生委員
児童委員

地域包括支援センター

福祉施設

地元企業

地域住民

地区社協

学校等

ボランティア

福祉施設

地元企業

福祉施設

地元企業

※民生委員・児童委員とは…市長の推薦により厚生労働大臣の委嘱を受けて、無償で地域住民の相談や支援にあたっている方々です。市内では約900人が活動しています。住民の立場で相談、援助を行い、社会福祉の推進に努めている方々です。

あなたの街にも地区社協がある!

あなたはどこの地区?



相模原市社会福祉協議会(市社協)ってなんだ?!

地域には、高齢・障がい・子育て・病気…さまざまな悩みや不安を抱えて支援を必要としている方がいます。市社協は地域の「困りごと」を、住民同士の支えあいで解決したり、住民や行政・専門機関と相談しながら、だれもが安心して暮らせる街になるよう、地域の福祉を推進している民間の福祉団体です。



「市社協の財源」ってなんだ? ¥

県・市からの補助金・受託金のほか、「おたがいさま」という共助の仕組みを育み、地域の支えあい活動を継続していくため、市民のみならず、企業・法人の方々に活動財源へのご協力をいただいております。

賛助会費(個人・法人)

市社協の趣旨、活動等にご賛同いただいた個人・法人等に会員になっていただき、会費をとおして社協活動を支援していただいております。

共同募金

全国一斉に行う寄付金募集で、地域福祉の推進を図るため、地域での支えあい活動の推進や、民間福祉団体の支援のために活用されています。

県・市からの補助金・受託金

寄付金

地域の福祉活動や、子どもたちの福祉に役立てるため、個人や企業からのご寄付、遺言によって財産をご寄付いただく遺贈をお受けしております。いただいた寄付金は税金控除の対象となります。

事業収入

たとえば
自動販売機の設置

市民や企業・団体の敷地内に自動販売機を設置させていただき、その販売手数料を市社協にいただくことで、地域福祉の推進を図っています。

